

産業廃棄物の取扱いについて

－排出事業者の処理責任－

【令和 8 年 6 月改訂版】

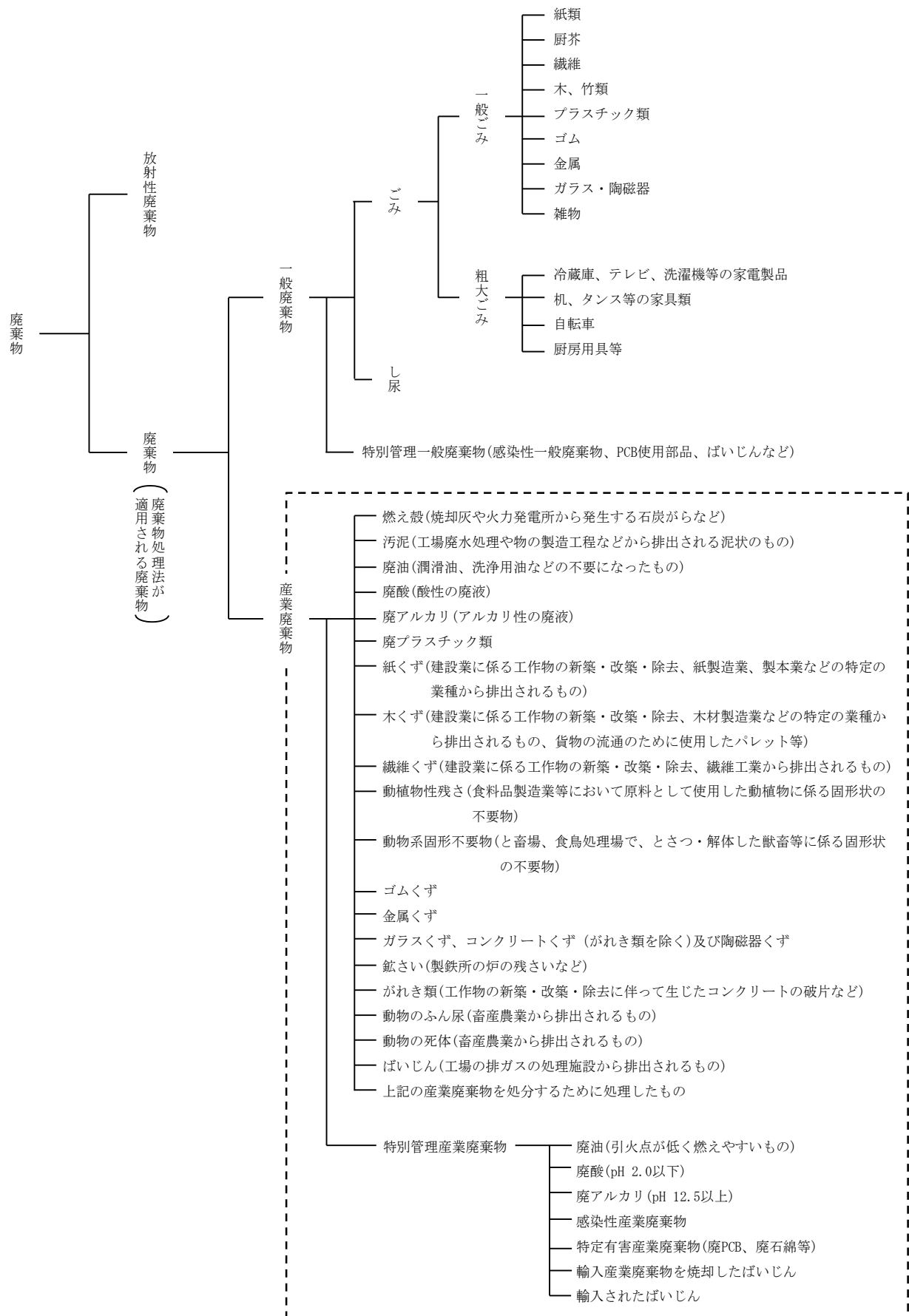


I 廃棄物とは

廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物があります。

- 廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの不要物や自分で利用したり他人に有償で売却できないため不要になった固形状又は液状のものをいいます。
- 廃棄物には、その発生形態や性状の違いから、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の二つに大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されています。
- 産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称「廃棄物処理法」。以下「法」という。）に定められた 20 種類の廃棄物を言います。（図 1、表 1 参照）
一般的には、会社や工場などの事業活動に伴って発生した廃棄物を産業廃棄物としていいます。
なお、危険性の高い産業廃棄物を特に特別管理産業廃棄物として区分しています。
- 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を言います。一般廃棄物の処理は、原則として市町村が行います。
なお、事業活動に伴って発生した廃棄物であっても、産業廃棄物に該当しないものは、一般廃棄物となります。

廃棄物の分類（図1）



◎産業廃棄物の種類（20品目）（表1）

1 安定型産業廃棄物

廃プラスチック類	合成樹脂、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、金属の研磨・切削くず等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず、耐火レンガくず等
がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片その他これに類するもの、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片等

※ ただし、①廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの）、②廃ブラウン管（側面部に限る）、③鉛蓄電池の電極で不要なもの、④鉛製の管又は板で不要なもの、⑤廃石こうボード、⑥廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入・付着したもの）は安定型最終処分場に埋め立てられません。

2 その他の産業廃棄物

紙くず	建設業に係る紙くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、パルプ・紙・紙加工製品、出版、製本業等からのもの
木くず	建設業に係る木くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、木材製造業等からのもの、貨物の流通のために使用したパレット等
繊維くず	建設業に係る繊維くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、繊維工業（衣服等製造業を除く。）からのもの
動植物性残さ	食料品、飲料・たばこ・飼料（たばこ製造業を除く。）、医薬品・香料製造業で原料として使用した固形状のもの
動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で発生する家畜の骨等
鉱さい	高炉等の残さい（スラグ）、ノロ、不良鉱石、鋳物廃砂等
動物のふん尿	畜産農業からのもの
動物の死体	畜産農業からのもの
ばいじん	集じん施設によって捕捉されたもの
燃え殻	焼却灰、石炭がら等
汚泥	工場廃水処理、製造工程等からの泥状のもの、建設基礎汚泥
廃油	鉱物性油、植物性油、廃溶剤等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類等の酸性溶液
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等のアルカリ性廃液
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもの

※ 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）については、産業廃棄物処理基準等に独自の取扱いの規定があるため、注意が必要となります。

※ 水銀使用製品産業廃棄物

水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの。

※ 水銀含有ばいじん等

水銀又はその化合物に汚染された廃棄物のうち、ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリで水銀又はその化合物が一定以上含有するもの。（特別管理産業廃棄物に該当しない産業廃棄物に限る。）

◎特別管理産業廃棄物の種類 一別の基準による処理が必要なもの一

揮発油類、灯油類及び軽油類等の廃油（引火点70℃未満のもの）
廃酸、廃アルカリ（pH 2.0以下、pH 12.5以上のもの）
感染性産業廃棄物（医療機関等から排出され、感染症を生じさせるおそれのあるもの）
特定有害産業廃棄物（廃PCB、廃石綿等、廃水銀等、重金属等の有害物質を含む産業廃棄物）

Ⅱ 産業廃棄物の処理

1 排出事業者の処理責任

排出事業者は、産業廃棄物が適正に処理されるまで責任をもたなければなりません。

- 排出事業者は、その産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。（法第 3 条第 1 項、法第 11 条第 1 項）

ただし、自ら処理することができない場合は、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する方法があります。（法第 12 条第 5 項、法第 12 条の 2 第 5 項）

また、排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、処理状況の確認を行うとともに、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。（法第 12 条第 7 項、法第 12 条の 2 第 7 項）

⇒ 排出事業者処理責任の原則

- 土木建築工事については、複数の下請業者が実際の工事を行うことが多く、廃棄物の処理責任が不明確になりがちです。このため、平成 22 年の法改正により、元請業者が排出事業者になることが明確化されました。下請業者が廃棄物の収集運搬を行う場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要になります。（法第 21 条の 3）

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」という。）第 17 条の規定により、譲渡し及び譲受けが原則禁止されています。事業活動に伴って PCB 廃棄物を保管する事業者は、自らの責任において確実かつ適正に PCB 廃棄物を処理しなければなりません。

→ Ⅱ－6 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理（13 ページ）

排出事業者は、産業廃棄物の発生抑制、分別排出、再資源化など減量化に努めてください。

- 廃棄物の減量化を促進するためには、排出事業者の協力が不可欠です。
- 石綿が使用されている可能性がある建築物の解体工事を行おうとするときは、建築物の所有者（あるいは解体工事の施工者）は、建築物の解体前に石綿が使用されているか否かの事前調査を行い、処理業者に伝えなければなりません。
- 多量に産業廃棄物を排出する事業者（前年度の産業廃棄物発生量が 1,000 t 以上、特別管理産業廃棄物発生量が 50 t 以上の場合など）は、廃棄物の社内管理体制や減量化への取組等を記載した総合的な処理計画を策定し、知事に提出してください。（法第 12 条第 9 項、法第 12 条の 2 第 10 項、埼玉県生活環境保全条例第 20 条）

→ Ⅲ－2 多量排出事業者の処理計画書、処理計画実施状況報告書（16 ページ）

2 排出事業者の保管

排出事業者は、産業廃棄物を処理又は委託するまでは、法令に定められた産業廃棄物保管基準に従って、適正に保管しなければなりません。（法第 12 条第 2 項）

- 排出事業者の産業廃棄物保管基準（法施行規則第 8 条）は、次のとおりです。

【主な産業廃棄物保管基準】

- （１）周囲に囲いを設けること。
- （２）掲示板を設けること。
- （３）産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発生しないようにすること。
- （４）保管の高さを守ること。
- （５）ねずみ・蚊・はえ等を発生させないこと。

保管場所の掲示板（例）

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇市△△町1-2 株式会社 ●●工業 電話 - -
最大保管量の高さ	1.5 m
最大保管量	20 m ³

※1 掲示板の大きさは、縦横それぞれ 60 cm 以上です。

※2 「最大保管高さ」は屋外で容器を用いずに保管する場合に掲示します。

- 産業廃棄物を発生場所から、車両等を用いて自社敷地内など他の場所に運び込んで保管する場合は、産業廃棄物保管基準の適用ではなく、産業廃棄物処理基準の適用となります。

→ II-3 事業者が自ら処理する場合（5 ページ）

3 事業者が自ら処理する場合

排出事業者が自ら処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物処理基準に従って、処理しなければなりません。（法第 12 条第 1 項）

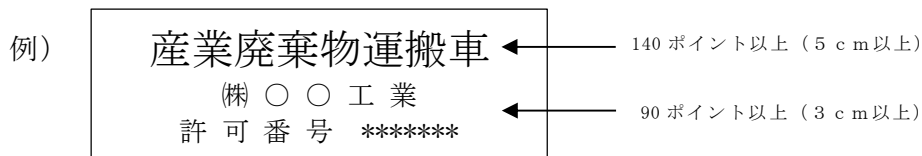
- 産業廃棄物処理基準（法施行令第 6 条）には、収集運搬に関する基準と処分に関する基準があります。

【主な収集運搬に関する基準】

（法施行令第 6 条第 1 項第 1 号）

- （１）産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
 - （２）悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
 - （３）運搬車の両側面に「氏名又は名称」及び「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示をすること。
- ※ 運搬車とは主に道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定する運行の用に供される自動車を指すものであり、鉄道車両や道路以外の場所のみで使用されるものは含まれません。

※ 表示については、車体の外側の両側面に鮮明にかつ見やすいように表示しなければなりません。（法施行規則第7条の2の2第1項、第3項）



※ 産業廃棄物収集運搬業許可をお持ちの場合、許可番号も表示してください。

（4）運搬車に書面を備えること。

※書面に記載する事項は以下のとおりです（必要事項が記載された伝票等でも可）。

（法施行規則第7条の2の2第4項に準用する法施行規則第7条の2第3項）

①氏名又は名称及び住所

②運搬する産業廃棄物の種類及び数量

③運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先

④運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

（5）産業廃棄物の積替えや保管を行う場合は、

①周囲に囲いを設けること。

②掲示板を設けること。

③産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発生しないようにすること。

④ねずみ・蚊・はえ等を発生させないこと。

⑤法令に定められた保管の高さ、保管量（1日あたりの平均的な搬出量×7）を超えないこと。

積替え保管場所の掲示板（例）

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇市△△町1-2 株式会社 ●●工業 電話 - -
最大保管量の高さ	1.5 m
最大保管量	20 m ³

※1 掲示板の大きさは、縦横それぞれ 60 cm 以上です。

※2 「最大保管高さ」は屋外で容器を用いずに保管する場合に掲示します。

【主な処分にに関する基準】（法施行令第6条第1項第2号）

（1）産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。

（2）悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにすること。

（3）産業廃棄物の保管を行う場合は、

①周囲に囲いを設けること。

②掲示板を設けること。

③産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発生しないようにすること。

④ねずみ・蚊・はえ等を発生させないこと。

⑤法令で定められた保管の高さ、保管量（処理施設の1日あたりの処理能力×14）を超えないこと。

4 帳簿の記載

排出事業者は、一定の要件に該当する場合には、産業廃棄物の処理について帳簿を備え、環境省令で定める事項を記載しなければなりません。（法第 12 条第 13 項、法第 12 条の 2 第 14 項）

- 次の排出事業者は、環境省令で定める事項を記載した帳簿を、事業場ごとに備え、5 年間保存しなければなりません。（法施行令第 6 条の 4、法第 12 条の 2 第 14 項）
 - （1）法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している者
 - （2）（1）以外の産業廃棄物焼却施設を設置している者
 - （3）産業廃棄物を生ずる事業場で自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う者
 - （4）特別管理産業廃棄物を自ら処理している者

5 業者に委託して処理する場合

5-1 委託基準の順守

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託して処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物委託基準に従って、委託しなければなりません。
（法第 12 条第 5 項、第 6 項）

- 知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託しなければなりません。
- 産業廃棄物委託基準（法施行令第 6 条の 2）は次のとおりです。

【産業廃棄物委託基準】

産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写しの提出を求め、次の内容を確認し、収集運搬業者と処分業者のそれぞれについて、書面による契約（排出事業者 — 収集運搬業者、排出事業者 — 処分業者の 2 者契約）を取り交わして委託してください。

【確認内容】

- （1）収集運搬・処分の区分
 - （2）処理施設の能力
 - （3）他の都道府県及び政令で指定する市で廃棄物を処分する場合は、当該都道府県知事又は市長の許可
 - ※ 政令で指定する市（埼玉県では、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市が該当します。）の区域を超えての収集運搬業については、市の属する都道府県の許可があれば行うことができます。
 - （4）産業廃棄物の種類
 - （5）許可の条件及び期限
- 委託した産業廃棄物に対して、不法投棄等の不適正処理が行われ、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、排出事業者がその支障の除去又は支障発生の防止のために必要な措置をとるよう命ぜられることがあります。（法第 19 条の 5、法第 19 条の 6）

- 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託しようとする業者に対し、あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、荷姿、取り扱う際の注意事項を通知しなければなりません。（法施行令第6条の6第1項第1号）

5-2 書面による契約

産業廃棄物の処理委託契約は、書面により行わなければなりません。

- 委託契約書には、次に掲げる事項が含まれていなければなりません。さらに、許可証の写しを添付する必要があります。（法施行令第6条の2第4号）
 - ※ 委託契約書及び許可証の写しは、契約終了の日から5年間保存しなければなりません。

【必要な事項】

- (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 産業廃棄物の運搬を委託する場合は、
 - ① 運搬の最終目的地の所在地
 - ② 積替え保管を行う場合は、その所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管量の上限（1日当たりの平均搬出量の7日分）
 - ③ 安定型産業廃棄物を積み替え保管する場合は、他の廃棄物と混合することの許否
- (3) 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合は、
 - ① 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法、施設の処理能力
 - ② 許可を受けて輸入された廃棄物であるときはその旨
 - ③ 最終処分場所在地、最終処分方法、施設の処理能力
- (4) 委託契約の有効期間
- (5) 委託者が受託者に支払う料金
- (6) 産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲
- (7) 適正処理に必要な情報（廃棄物の性状及び荷姿、腐敗、揮発等の性状の変化、他の廃棄物との混合により生ずる支障、日本工業規格C0950号に規定する含有マークの表示、石綿含有産業廃棄物の有無、水銀使用製品産業廃棄物の有無、水銀含有ばいじん等の有無、第1種指定化学物質の有無等、その他注意事項）
- (8) 委託契約の有効期間中に、（7）の情報に変更があった場合の情報の伝達方法
- (9) 委託業務終了時の受託者からの報告
- (10) 委託契約解除の場合の未処理廃棄物の取扱い

5-3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、マニフェストによって最終処分まで確認しなければなりません。（法第12条の3）

- マニフェストの運用に当たっては、下記の事項に注意し、適正に管理しなければなりません。

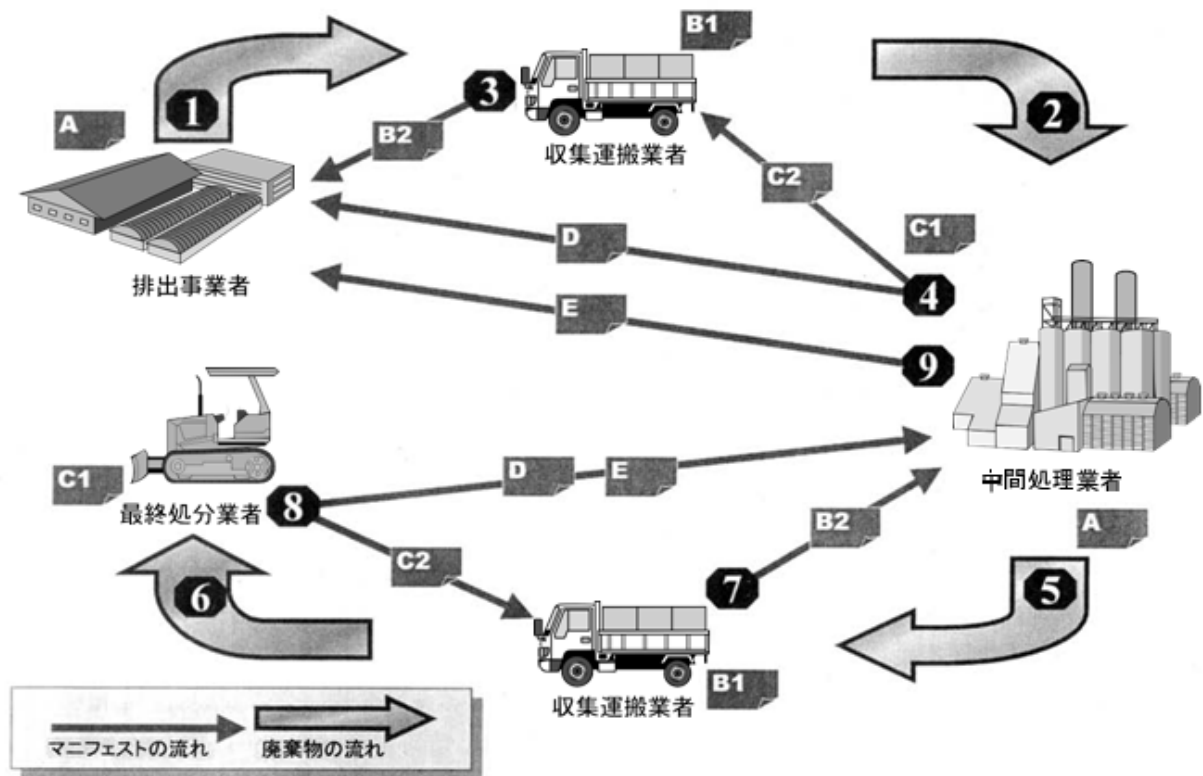
【留意事項】

- (1) 排出事業者は、マニフェストを交付することによって、産業廃棄物の流れを把握し、廃棄物が適正に処分されたことを確認することにより、産業廃棄物の不法投棄や事

故の防止を図る義務があります。

- (2) マニフェストには、紙マニフェスト（各都道府県産業廃棄物協会及び、各都道府県建設業協会等で販売。）と電子マニフェスト（パソコンによるオンラインシステム。情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、JWネットに加入が必要。）があります。現在、電子マニフェストの普及を促進しております。マニフェストの流れは、図2-1、図2-2のとおりです。
- (3) 排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、正しくマニフェストを運用することが重要です。法令を遵守していないと認められる場合は、行政処分の対象となります。
- (4) 排出事業者は、以下の事項に該当するときは、速やかに委託した産業廃棄物の処理状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、報告期限までに知事あて報告する義務があります。（法第12条の3第8項、法施行規則第8条の29、様式：29、30ページ）
 - ①90日以内（特別管理産業廃棄物については60日以内）に運搬や処分の終了を表すマニフェストが送られてこない場合（但し、最終処分は180日）
【報告期限：規定する期間が経過した日から30日以内】
 - ②マニフェストに法定事項が記載されていない場合
【報告期限：マニフェストの送付を受けた日から30日以内】
 - ③マニフェストに虚偽の記載があった場合
【報告期限：虚偽の記載があることを知った日から30日以内】
- (5) マニフェストを交付しなかった場合、又は虚偽の記載をした場合は、罰則が適用されます。
- (6) 排出事業者は、最終処分（再生され売却された場合を含む。）が終了した旨を確認しなければなりません。
- (7) 排出事業者は、マニフェストを交付した日から5年間、A票を保存する義務があります。また、B2票、D票、E票については、返却されてから5年間保存する必要があります。

○ 紙マニフェストの流れ（図 2－1）

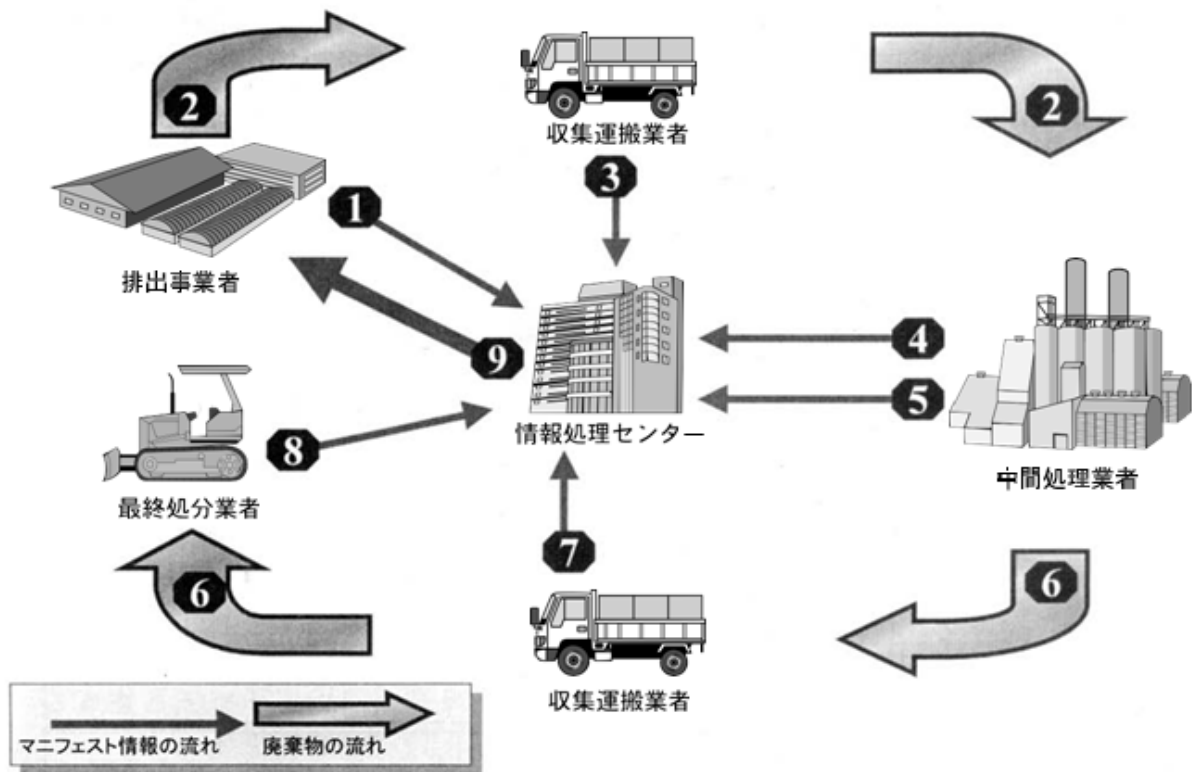


● 紙マニフェストの流れについて

- ①【**交付**】排出事業者は、廃棄物の引き渡しと同時に B 1～E 票を収集運搬業者に交付し、A 票を手元に保存します。
- ②【**回付**】収集運搬業者は、運搬終了後、C 1～E 票を中間処理業者に回付し、B 1 票を手元に保存します。
- ③【**送付**】収集運搬業者は、運搬が終了した旨を記載し、B 2 票を排出事業者に送付します。
- ④【**送付**】中間処理業者は、中間処理終了後、処理が終了した旨を記載し、C 2 票を収集運搬業者に、D 票を排出事業者に送付します。また、C 1 票を手元に保存します。E 票は⑨まで保管します。
- ⑤【**交付**】中間処理業者は、中間処理廃棄物の引き渡しと同時に新たなマニフェストの B 1～E 票を収集運搬業者に交付し、A 票を手元に保存します。
- ⑥【**回付**】収集運搬業者は、運搬終了後、C 1～E 票を最終処分業者に回付し、B 1 票を手元に保存します。
- ⑦【**送付**】収集運搬業者は、運搬が終了した旨を記載し、B 2 票を中間処理業者に送付します。
- ⑧【**送付**】最終処分業者は、処分終了後、処分が終了した旨を記載し、C 2 票を収集運搬業者に、D 票及び E 票を中間処理業者に送付します。また、C 1 票を手元に保存します。
- ⑨【**送付**】中間処理業者は、⑧の後、④で保管していた E 票に最終処分が終了した旨を記載して排出事業者に送付します。

※ なお、排出事業者は A 票と送付された B 2、D、E 票を 5 年間保存しなければなりません。

○ 電子 manifests の流れ（図 2－2）



● 電子 manifests の流れについて

- ①【manifest登録】排出事業者は、廃棄物の引き渡し後3日以内にmanifest情報の内容を情報処理センターに登録します。
- ② 収集運搬業者が、廃棄物を中間処理業者まで運搬します。
- ③【運搬終了報告】収集運搬業者は、運搬終了後、運搬が終了した旨を情報処理センターに登録します。
- ④【処分（中間処理）終了報告】中間処理業者は、中間処理終了後、処分が終了した旨を情報処理センターに登録します。
- ⑤【manifest登録】中間処理業者は、中間処理後の廃棄物の引き渡し後3日以内に新たなmanifest情報の内容を情報処理センターに登録します。
- ⑥ 収集運搬業者が、廃棄物を最終処分業者まで運搬します。
- ⑦【運搬終了報告】収集運搬業者は、運搬終了後、運搬が終了した旨を情報処理センターに登録します。
- ⑧【処分（最終処分）終了報告】最終処分業者は、最終処分終了後、処分が終了した旨を情報処理センターに登録します。
- ⑨【通知】情報処理センターは、運搬や処分の通知、報告期限切れ情報の通知を随時行います。

- 電子manifestsを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が電子manifestsに加入する必要があります。加入にあたっては情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）に御確認ください。
- 電子manifestsのメリットとして、以下の点が挙げられます。
 - ・ パターン処理、情報の集計等の活用による事務の効率化
 - ・ manifest情報の保存は情報処理センターが行うため、紙によるmanifestの保存が不要
 - ・ 電子manifest登録分について産業廃棄物管理票交付等状況報告書（→Ⅲ－1）の提出が不要
 - ・ manifestの記載漏れや偽造の防止、処理終了報告の確認期限の自動通知などによる法令遵守に効果的

○ マニフェストの記入例（図 2－3）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票									
交付年月日 ① 平成 29 年 12 月 X 日		交付番号 21096059891		整理番号		交付担当者 氏名 ④ 坪太 一郎		排出事業者 控	
事（排出者） 氏名又は名称 ② 埼玉県 住所 〒331-0814 電話番号 048-830-XXXX さいたま市浦和区高砂 3-15-1				事（排出事業場） 名称 ③ 埼玉県庁 第一工場 所在地 〒331-0814 電話番号 048-830-XXXX さいたま市浦和区高砂 3-15-2					
産業廃棄物		☒ 種類（普通の産業廃棄物） ☐ 種類（特別管理産業廃棄物）				数量（及び単位）		荷姿	
		☐ 0100 燃えがら ☒ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら（有害）				Jm ³		⑦ 117	
		☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス、陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油（有害） ☐ 7425 廃油（有害）							
		☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉱さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥（有害）							
		☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸（有害） ☐ 7427 廃酸（有害）							
		☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ（有害）							
		☒ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ（有害） ☐ 7429 ばいじん（有害）							
		☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物（有害）							
		☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等							
		☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物系固形不燃物 ☐ 7421 廃石綿等							
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥									
☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鉱さい（有害）									
中間処理 産業廃棄物		管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
⑧ 最終処分 の場所		名称／所在地／電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬受託者		氏名又は名称 株式会社 ○○		運搬先（処分事業場）		名称 〇〇			
		住所 〒090-0000 電話番号 000-XXXX				所在地 〒360-0000 電話番号 XXX-XXXX			
		⑤ 〇〇市 〇〇 丁目 〇〇番 〇号				〇〇市 〇〇 町 〇丁目 X番			
処分受託者		氏名又は名称 株式会社 ○○		積 又は 保管		名称 ⑥			
		住所 〒000-0000 電話番号 000-XXXX				所在地 〒		電話番号	
		⑤ 〇〇市 〇〇 丁目 〇〇番 〇号							
運搬の受託		(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印		運 搬 終了年月日 平成 年 月 日		数量（及び単位） 有価物拾集量	
処分の受託		(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印		処 分 終了年月日 平成 年 月 日		最終処分 終了年月日 平成 年 月 日	

法廷記載事項（マニフェストに記入する項目）

- ① 管理票の交付年月日及び交付番号、② 排出者の氏名又は名称及び住所、③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地、④ 管理票の交付を担当した者の氏名、⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所、⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地、⑦ 産業廃棄物の荷姿、⑧ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地、⑨ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

- ☐ 上記様式は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会で作成したものを例示しています。
- ☐ 石綿含有産業廃棄物の場合には、マニフェスト「産業廃棄物」の項目にある空白欄に記載して明示します。
- ☐ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等についても、石綿含有産業廃棄物と同様に記載を行ってください。
- ☐ 上記様式の他、積替え保管用マニフェスト、建設系廃棄物マニフェスト等が販売されております。
- ☐ マニフェストは、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会、一般社団法人埼玉県建設業協会等で購入が可能です。

5-4 処理状況に関する確認

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、処理状況の確認を行うことが努力義務とされています。（法第 12 条第 7 項、法第 12 条の 2 第 7 項）

【例】

- ・ 処理施設への実地確認
- ・ 処理施設の公表情報確認
- ・ 処理事業者からの情報聴取

5-5 処理困難通知

産業廃棄物処理業者から、委託している産業廃棄物の処理が困難となった場合に処理困難通知を受けることがあります。（法第 14 条第 13 項、法第 14 条の 4 第 13 項）

- 排出事業者は、処理困難通知を受け、引き渡した産業廃棄物のマニフェストの送付を受けていないときは、速やかに委託している産業廃棄物の処理状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければなりません。（法第 12 条の 3 第 8 項）
- 排出事業者は、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、通知を受けた日から 30 日以内に知事あて報告する義務があります。（法施行規則第 8 条の 29、様式：29、30 ページ）

6 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

PCB 廃棄物の保管及び処理については、廃棄物処理法及び PCB 特措法で規制されており、PCB 濃度やその性状によって、処理方法及び処分期間が定められています。

- PCB は、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、様々な用途に利用されていましたが、毒性が極めて強いため、現在は製造・輸入ともに禁止されています。
- PCB 特措法は、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する事項等を規定しています。
- PCB 廃棄物とは、具体的に次のものが該当します。
 - ・ 機器等に使用された廃 PCB 油
 - ・ 不用の PCB 使用トランス、コンデンサー、リアクトル、安定器、PCB を含む絶縁油、熱媒体等
 - ・ PCB 汚染物
 - ・ PCB が塗布された廃感圧複写紙、PCB が付着した布や容器、PCB に汚染された汚泥等
 - ・ PCB 処理物（廃 PCB を処理したもので廃油（0.5 mg/kg を超えるもの）、廃酸・廃アルカリ（0.03 mg/L を超えるもの）等）
- PCB 廃棄物には、高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物があり、それぞれ処理方法が異なります。

【高濃度 PCB 廃棄物】

- ・ 昭和 47 年に PCB の製造が中止される以前に、PCB を意図的に絶縁油として使用していたもので、トランスで PCB 濃度が 50～60 %、コンデンサーで 100 %といわれています。
- ・ 機器の銘版に記載されているメーカー、製造年及び型式等により高濃度 PCB 廃棄物かどうかを判別ができます。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物は令和 8 年 6 月現在処分することができません。今後 PCB 特措法が改正され民間の無害化処理認定施設で処理できるようになる予定です。そのため高濃度 PCB 廃棄物の処理開始まで適切に保管してください。

【低濃度 PCB 廃棄物】

- ・ PCB 濃度が 0.5 mg/kg を超え 5,000 mg/kg 以下の PCB 廃棄物が該当します。
- ・ 国が認定した無害化処理認定施設等で処理することとなっています。環境省のホームページに認定を受けた施設の一覧が公表されていますので御確認ください。
- ・ 製造者が PCB を使用していないとする変圧器等の電気機器のうち、ごく微量の PCB の混入が否定できない機器が存在します。それらの機器については分析を行い、PCB の濃度を確定させてください。

- 事業者は、高濃度 PCB 廃棄物については、処理が再度行うことができるまでは適切に保管を行い、処理開始後速やかに自ら処分するか、もしくは処分を他人に委託してください。低濃度 PCB 廃棄物については令和 9 年 3 月 31 日までに自ら処分するか、もしくは処分を他人に委託しなければなりません。

- PCB の含有の有無については、各メーカーに問い合わせるか、一般社団法人日本電機工業会ホームページ

(<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/syurui.html>)

又は、一般社団法人日本照明工業会ホームページ

(<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>) を参照してください。

- ・ 分析を依頼できる会社は、一般社団法人日本環境測定分析協会等で確認できます。
- ・ 分析の結果、絶縁油中の PCB 濃度が 0.5 mg/kg 以下であれば、PCB 廃棄物には該当しません。（電気機器の場合。それ以外の廃棄物については基準が異なります。）

- PCB 廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当します。保管にあたっては特別管理産業廃棄物保管基準（法第 12 条の 2 第 2 項）を遵守する必要があります。また、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。

→ Ⅲ－4 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（17 ページ）

【PCB 廃棄物の保管基準】

- (1) 周囲に囲いを設けること。
- (2) 掲示板を設けること。
- (3) PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発生しないようにすること。
- (4) 保管の高さを守ること。
- (5) ねずみ・蚊・はえ等を発生させないこと。
- (6) 他の物が混入するおそれのないようにすること。
- (7) 揮発の防止、高温にさらされないために必要な措置を講じること。
- (8) PCB 汚染物、処理物は腐食を防止すること。

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃PCB等
管理責任者 氏名・名称	管理部長 ○○ ○○
管理者連絡先	管理部管理課 内線××××
注意事項等	関係者以外立入禁止 移動、持出禁止

※ 掲示板の大きさは、縦横それぞれ 60 cm 以上です。

- PCB 廃棄物を保管している事業者は、毎年度、保管及び処分状況について届け出なければなりません。

→ Ⅲ－５ PCB 廃棄物の保管及び処分状況の届出（18 ページ）

- PCB 廃棄物の譲渡は PCB 特措法により原則禁止されていますが、一定の要件を満たしている場合、例外的に譲渡を認めています。県では要領を作成し譲渡要件を定めています。また、譲渡にあたっては譲渡申請書の提出が必要となります。
詳細は県産業廃棄物指導課にお問い合わせください。
- 現在使用中の PCB 含有電気機器についても、将来 PCB 廃棄物となるため、計画的に処分してください。

Ⅲ 必要な報告・届出等

※ 1～6の提出先は、管轄の環境管理事務所になります。

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、マニフェストの交付等の状況について、知事に報告しなければなりません。（法第12条の3第7項）

- マニフェストの交付者は、排出事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況について、知事に報告しなければなりません。（法施行規則第8条の27、様式：30ページ）
※ マニフェストを1枚も交付していない場合は、報告は不要です。
- 電子マニフェストを利用する場合には、情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が知事に報告するので、報告書の提出は不要です。

2 多量排出事業者の処理計画書、処理計画実施状況報告書

事業活動に伴い、多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量等の計画（処理計画書）を作成し、知事あて報告しなければなりません。また、その計画の実施状況についても、知事あて報告しなければなりません。（法第12条第9項、第10項、第12条の2第10項、第11項）

【法令対象事業者】

- 多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t以上又は特別管理産業廃棄物発生量が50 t以上の事業場を設置している事業者です。（法施行令第6条の3、第6条の7）
- 多量排出事業者は、下記事項を記載した処理計画書を当該年度の6月30日までに、実施状況報告書を翌年度の6月30日までに知事あてに提出しなければなりません。（法施行規則第8条の4の5、第8条の17の2）

【処理計画書の記載事項】

- (1) 計画期間
- (2) 事業に関する事項
- (3) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の排出の抑制・分別・再生利用・処理に関する事項
- 処理計画書及び処理計画実施状況報告書は、法令の規定に基づき、県のホームページで公表しております。（法施行規則第8条の4の7、第8条の17の4）
- 埼玉県では、法に該当しなくても以下に該当する場合は、埼玉県生活環境保全条例（以下「条例」という。）により、同様の報告が必要です。（条例第20条）
- 前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量が50トン以上の事業場を設置する事業者が特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合
→法改正に伴い電子マニフェストが義務化されます。（2020年4月1日施行）

【条例対象事業者】

- (1) 一事業所の従業員数が 300 人以上の製造業者
- (2) 一事業所の従業員数が 100 人以上又は資本金 5,000 万円以上の建設業者
- (3) 施設処理能力が 30,000 m³/日以上 of 浄水場管理者及び 30,000 m³/日以上 of 下水道終末処理場管理者

■ 条例の規定に基づく報告についても、県のホームページに公表しております。（条例第 21 条）

■ 多量排出事業者については、環境負荷低減主任者を選任することが義務付けられ、選任届出書を知事に提出しなければなりません。また、環境負荷低減主任者が次の 4 項目の業務を管理することを規定しております。（条例第 111 条、第 112 条）

- ・ この条例の規定により事業者が作成することとされている計画等の作成、進行管理及び実施の状況の報告に関すること。
- ・ 従業員に対する環境への負荷の低減に関する教育に関すること。
- ・ 事業活動に係る環境に関する情報の収集に関すること。
- ・ 事故その他緊急時における体制の整備に関すること。

■ 法に該当している場合は、条例の処理計画書の提出や環境負荷低減主任者の選任は不要です。

3 産業廃棄物処理実績報告書

産業廃棄物を自ら処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、産業廃棄物処理実績報告書を知事に提出しなければなりません。（法施行細則第 14 条第 2

■ 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設（→ **Ⅳ－2 処理施設の許可（20 ページ）**）を設置している事業場を設置している事業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、知事に報告しなければなりません。（様式：32 ページ）

4 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。（法第 12 条の 2 第 8 項）

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者は、法施行規則第 8 条の 17 に規定する資格を有する者である必要があります。

この中で、法施行規則第 8 条の 17 第 1 号ハ及び同条第 2 号リに規定される「同等以上の知識を有すると認められる者」として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者が該当することとされています。受講に当たっては、埼玉県では、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会で受け付けております。

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに設置しなければなりません。

- 事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止した日から 30 日以内に知事に報告しなければなりません。（法施行細則第 14 条第 1 項、様式：33 ページ）
報告書を提出する際は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を証する書類（前段の講習会の修了証等）の写しを添付してください。

5 PCB 廃棄物の保管及び処分状況の届出

PCB 廃棄物を保管している事業者は、保管及び処分状況について届け出なければなりません。

- PCB 廃棄物を保管している事業者は、保管している事業場ごとに毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の当該事業場における PCB 廃棄物の保管及び処分状況を知事に届け出なければなりません。（PCB 特措法第 8 条）
- PCB 廃棄物を保管する事業場に変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に、変更前と変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に届け出なければなりません。（PCB 特措法施行規則第 10 条第 2 項）
埼玉県内で保管事業場を変更する場合は、変更前と変更後の事業場の所在地を管轄する環境管理事務所に届出書を提出してください。
- 相続、合併又は分割により、事業者の地位を承継した者は、承継のあった日から 30 日以内に知事に届け出なければなりません。（PCB 特措法第 16 条第 2 項）
- PCB 廃棄物を保管する（高濃度 PCB 使用製品を所有する）事業者は、以下に該当する場合、届出書を提出してください。（PCB 特措法第 10 条第 2 項（法第 15 条及び第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。））
 - ・保管する全ての高濃度 PCB 廃棄物について処分した場合
 - ・保管する全ての PCB 廃棄物について処分した場合
 - ・所有する全ての高濃度 PCB 使用製品について廃棄を終えた場合

6 産業廃棄物保管場所の届出制度について

産業廃棄物を発生した事業場の外で保管する場合は、事前に届出する義務があります。（法第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 3 項）

- 届出の対象となる廃棄物、保管及び届出事項は以下のとおりです。（法施行規則第 8 条の 2 の 2 から第 8 条の 2 の 4、第 8 条の 13 の 2 から第 8 条の 13 の 5、様式：34、35 ページ）

【対象、届出事項】

- （1）対象となる廃棄物 … 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- （2）対象となる保管 … 300 m² 以上の保管場所で行う保管
 - ※ 産業廃棄物処理業者が許可を受けた施設で行う保管行為や、PCB 特別措置法に基づき届出が行われている保管行為については、届出の必要はありません。
- （3）届出事項 …
 - ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類

- エ 保管の高さ、保管量
- ③保管の開始年月日
- ④添付書類
 - ア 「保管場所の使用権原」があることを証する書類
 - イ 保管場所の平面図
 - ウ 保管場所付近の見取図

Ⅳ 産業廃棄物の処理業・ 処理施設設置の許可

1 収集運搬業・処分業の許可

産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければなりません。

- 他人の廃棄物を受託し、収集運搬や処分（焼却、破碎、埋立など）を業として行う場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。（法第 14 条第 1 項、第 6 項、法第 14 条の 4 第 1 項、第 6 項）
- 廃棄物処理業の許可は、5 年※ごとに更新許可を受けなければ失効します。
※ 事業の実施に関し優れた能力と実績を有する者（環境省令で定める基準に適合すると認められたもの）については 7 年となります。
- 許可証には、許可の期限・取扱い可能な産業廃棄物の種類・施設の所在地等が記載されています。

【実績報告】

産業廃棄物処理業者は、毎年 6 月 30 日までに前年度 1 年間の廃棄物の収集運搬や中間処理の実績を知事あて報告しなければなりません。（法施行細則第 14 条第 3 項）

→ Ⅲ－3 産業廃棄物処理実績報告書（17 ページ）

※ 埼玉県では、収集運搬業（積替え保管を除く。）については提出の必要はありません。

2 処理施設の許可

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。

- 法令に定められた一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは、知事の許可が必要です。（法第 15 条第 1 項）
- 処理施設には、法令で定められた構造基準・維持管理基準が適用されます。
- 産業廃棄物処理施設は、表 2 のとおりです。

【実績報告】

産業廃棄物処理施設（排出事業者が設置する場合に限る。）の設置者は、毎年 6 月 30 日までに前年度 1 年間の廃棄物の処理実績を知事あてに報告しなければなりません。（法施行細則第 14 条第 2 項）

→ Ⅲ－3 産業廃棄物処理実績報告書（17 ページ）

- 産業廃棄物処理施設において事故が発生した場合、事故の状況や講じた措置の概要を知事あてに報告しなければなりません。（法第 21 条の 2）

産業廃棄物処理施設（表 2）

（１）汚泥の脱水施設	処理能力が 10 [m ³ /日] を超えるもの
（２）汚泥の乾燥施設	処理能力が 10 [m ³ /日] を超えるもの
汚泥の天日乾燥施設	処理能力が 100 [m ³ /日] を超えるもの
（３）汚泥の焼却施設	イ 処理能力が 5 [m ³ /日] を超えるもの ロ 処理能力が 200 [kg/時] 以上のもの ハ 処理能力が 2 [m ³] 以上のもの
（４）廃油の油水分離施設	処理能力が 10 [m ³ /日] を超えるもの
（５）廃油の焼却施設	イ 処理能力が 1 [m ³ /日] を超えるもの ロ 処理能力が 200 [kg/時] 以上のもの ハ 火格子面積が 2 [m ²] 以上のもの
（６）廃酸、廃アルカリの中和施設	処理能力が 50 [m ³ /日] を超えるもの
（７）廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が 5 [t/日] を超えるもの
（８）廃プラスチック類の焼却施設	イ 処理能力が 100 [kg/日] を超えるもの ロ 火格子面積が 2 [m ²] 以上のもの
（８の２） 木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が 5 [t/日] を超えるもの
（９）有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設	
（１０）水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
（１０の２） 廃水銀等の硫化施設（平成 29 年 10 月 1 日施行）	
（１１）汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
（１１の２） 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	
（１２）廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	
（１２の２） 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	
（１３）PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	
（１３の２） 産業廃棄物の焼却施設（（３）、（５）、（８）、（１２）を除く）	イ 処理能力が 200 [kg/時] 以上のもの ロ 火格子面積が 2 [m ²] 以上のもの
（１４）イ 特定有害産業廃棄物の最終処分場（しゃ断型） ロ 安定型産業廃棄物の最終処分場（安定型） ハ イ、ロ以外の産業廃棄物の最終処分場（管理型）	

（注） 表中の（３）、（５）、（８）、（１３の２）の施設の場合、処理能力や火格子面積がいずれかに該当すれば産業廃棄物処理施設になります。

- ◎ 産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿熔融施設、PCB 処理施設及び最終処分場に限る。）の設置者は、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報（環境省令で定めるもの）について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する義務があります。（法第 15 条の 2 の 3 第 2 項）

産業廃棄物収集運搬委託契約書（例）

令和 年 月 日

排出事業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人の場合には、その所在地、名称及び代表者名)

収集運搬業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人の場合には、その所在地、名称及び代表者名)

上記排出事業者（以下「甲」という。）と収集運搬業者（以下「乙」という。）とは、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり契約を締結する。
なお、この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は、それぞれ記名押印のうえ、その1通を所持する。

（委託の基準）

- 第1条 甲は、産業廃棄物の収集運搬を委託するに当たっては、産業廃棄物収集運搬業の許可を有し、甲の産業廃棄物の収集運搬を事業範囲とする乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 前項の規定に基づき収集運搬を委託する産業廃棄物に係る乙の事業範囲は、次のとおりとする。

取り扱う産業廃棄物の種類	積み替えの有無

- 3 乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しをこの契約書に添付する。また、乙は、許可内容に変更を生じたとき、許可の更新の申請をしたとき又は許可の更新がされたときは、甲に対して速やかに通知し、かつ、変更後の許可証、更新申請書又は更新後の許可証の写しを提出しなければならない。

（産業廃棄物の種類、数量及び運搬の最終目的地等）

- 第2条 甲が乙に対して収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び運搬の最終目的地（処分場所若しくは処分施設の所在地）等については、別表のとおりとする。
- 別 表

	廃棄物の種類	数 量	最終目的地（処分場所・処分施設）の所在地
1			
2			
3			
4			
5			
処 理 料 金			

（作成上の注意）

- 1 廃棄物の種類は、同じ種類であって石綿含有産業廃棄物を含むものと含まないものの双方を扱う場合には、分けて記載する。また、石綿含有産業廃棄物を含むものを扱う場合には、種類の後ろに「（石綿含有産業廃棄物を含む）」を付け加える。なお、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等についても上記と同様とする。
- 2 数量は、立方メートル、トン、リットル等の単位を記入すること。なお、「1週間あたり〇〇～〇〇の範囲」等。予定数量でも差し支えない。

(積替え保管)

第3条 乙は、収集運搬を受託するにあたって積替え又は保管を行うときは、甲の承諾を得て次の積替え又は保管を行う場所で行わなければならない。

積替え又は保管を行う場所の所在地	
保管できる産業廃棄物の種類	
積替えのための保管上限	面積 高さ

安定型産業廃棄物のときには、積替え又は保管する場所において、他の廃棄物と混合することの諾否 諾 ・ 否

(産業廃棄物管理票)

第4条 甲は、産業廃棄物を収集運搬業者に引渡すときは、引渡しと同時に、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付しなければならない。

2 乙は、委託に係る産業廃棄物の運搬を終了したときは、管理票に必要事項を記載し、運搬を終了した日から10日以内に甲に送付しなければならない。

(処理料金)

第5条 甲が収集運搬を委託する産業廃棄物の処理料金は、第2条別表のとおりとする。

2 乙が行う処理料金の請求は、産業廃棄物の収集運搬が終了した後とし、甲は、請求があった日から起算して〇〇日以内に、乙に対して処理料金を支払わなければならない。

(適正処理)

第6条 乙は、受託に係る産業廃棄物について、法に基づき適正に処理（運搬）しなければならない。

(適正処理に関する情報)

第7条 甲が乙に対して処分を委託する産業廃棄物の適正処理に関して必要な情報は次のとおりとする。

(1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿

(性状)

(荷姿)

(2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化

無 ・ 有 (

)

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

無 ・ 有 (

)

(4) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(ア) 廃パーソナルコンピュータ

(イ) 廃ユニット形エアコンディショナー

(ウ) 廃テレビジョン受信機

(エ) 廃電子レンジ

(オ) 廃衣類乾燥機

(カ) 廃電気冷蔵庫

(キ) 廃電気洗濯機

当該マークを有するもの 無 ・ 有 (

)

(5) 石綿含有産業廃棄物の有無

無 ・ 有

(6) 水銀使用製品産業廃棄物の有無

無 ・ 有

(7) 水銀含有ばいじん等の有無

無 ・ 有

(8) 甲が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質（同法第5条第1項の規定により第1種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第1種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含

- まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
無 ・ 有（物質の名称： ）（量又は割合： ）
(9) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべきこと
無 ・ 有（ ）

- 2 甲は、前項の情報に変更が生じる場合には、甲乙協議の上、乙に対して事前に情報を提供しなければならない。この場合、書面をもって情報を提供するものとし、変更となる時点を明確にしなければならない。
- 3 甲は、特定の産業廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの）の収集運搬を委託するときは、公的検査機関又は環境計量検定証明事業所が発行する「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第13号）による分析証明書を、乙に提出しなければならない。
- 4 甲は、収集運搬を委託する産業廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。なお、万一混入したため、乙の業務に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、乙は、当該産業廃棄物の引取りを拒むことができる。

（運搬状況の報告）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して産業廃棄物の運搬状況に関する報告を求めることができる。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬の全部又は一部を、他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約期間中、やむを得ない事由により収集運搬業務を他人に委託せざるを得ないときは、乙が、あらかじめ甲から書面による承諾を得て法令に定める再委託の基準に従って行う場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第10条 甲、乙は、この契約に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（受託業務終了時の報告）

第11条 乙は、受託に係わる産業廃棄物の運搬を完了したときは、収集運搬完了報告書を作成して甲に提出しなければならない。この場合、当該報告書は、第4条第2項に定める管理票の提出をもって代えることができる。

（契約の解除及び運搬されない産業廃棄物の取扱い）

第12条 甲、乙は、契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 法令等の規定に違反したとき。
 - (2) この契約の条項に違反したとき。
 - (3) 差押え、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
 - (4) 監督官庁から許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定に基づき契約を解除する場合であって、未処理（運搬）廃棄物が存在するときは、甲、乙協議により、次のいずれかの方法で処理することを定めた後でなければ解除することができない。
- (1) 法令の基準に従って再委託を行うこと。
 - (2) 甲が引取り、別途処理を行うこと。

なお、甲、乙の一方に、委託に係る産業廃棄物を処理する能力がないと認められるときは、他方が処理の責任を負うものとする。

（定めのない事項等）

第13条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関する疑義が生じたときは、法令の規定に基づき、甲、乙協議のうえ定める。

（契約期間）

第14条 この契約の期間は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日まで

でとする。

(契約書の保存期間)

第15条 甲、乙は、この契約書及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを契約終了日から5年間保存しなければならない。

(注意) この様式は、あくまで参考として掲載したものであり、法定事項を満たしていればこの様式のとおりで作成する必要はありません。

産業廃棄物処分委託契約書（例）

令和 年 月 日

排出事業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人の場合には、その所在地、名称及び代表者名)

処分業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人の場合には、その所在地、名称及び代表者名)

上記排出事業者（以下「甲」という。）と処分業者（以下「乙」という。）とは、甲の事業場から排出される産業廃棄物の処分に関し、次のとおり契約を締結する。

なお、この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は、それぞれ記名押印のうえ、その1通を所持する。

（委託の基準）

第1条 甲は、産業廃棄物の処分を委託するに当たっては、産業廃棄物処分業の許可を有し、甲の産業廃棄物の処分を事業範囲とする乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の規定に基づき処分を委託する産業廃棄物に係る乙の事業範囲は、次のとおりとする。

(1) 中間処理又は最終処分の事業の区分

(中間処理 ・ 最終処分)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類及びその種類ごとの焼却処分、埋立処分などの中間処理又は最終処分の内容

取り扱う産業廃棄物の種類	中間処理又は最終処分の内容

3 乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しをこの契約書に添付する。また、乙は、許可内容に変更を生じたとき、許可の更新の申請をしたとき又は許可の更新がされたときは、甲に対して速やかに通知し、かつ、変更後の許可証、更新申請書又は更新後の許可証の写しを提出しなければならない。

（産業廃棄物の種類、数量及び処分場所の所在地等）

第2条 甲が乙に対して処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分場所（処理施設）の所在地等については、別表のとおりとする。

別 表

	廃棄物の種類	契約（処理） 単 価	数量	処分方法	処分能力	処分場所の所在地
				上段：中間処分		
				下段：最終処分		
1						
2						
3						
4						

（作成上の注意）

1 廃棄物の種類は、同じ種類であって石綿含有産業廃棄物を含むものと含まないものの双方を扱う場合には、分

けて記載する。また、石綿含有産業廃棄物を含むものを扱う場合には、種類の後ろに「(石綿含有産業廃棄物を含む)」と付け加える。なお、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等についても上記と同様とする。

- 2 契約（処理）単価は、立方メートル、トン、リットル等当たりの金額を記入すること。なお、月当たりの契約単価でも差し支えない。
- 3 数量は、立方メートル、トン、リットル等の単位を記入すること。なお、「1週間あたり〇〇～〇〇の範囲」等、予定数量でも差し支えない。
- 4 処理能力は単位を記入すること。

（収集運搬業者）

第3条 甲が処分を委託する産業廃棄物を乙の処理施設に搬入する者は、次の収集運搬業者とする。

住 所		
氏 名		
産業廃棄物の発生場所に係るもの	許可都道府県・市	
	許可番号	
	扱える産業廃棄物の種類	
産業廃棄物の中間処分場所在地に係るもの	許可都道府県・市	
	許可番号	
	扱える産業廃棄物の種類	

※ 法人の場合には、その所在地、名称及び代表者名を記載すること。

（産業廃棄物管理票）

第4条 甲は、産業廃棄物を収集運搬業者に引渡すときは、引渡しと同時に、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付しなければならない。

- 2 乙は、委託に係る産業廃棄物の処分を終了したとき、又は、最終処分が終了したことを確認したときは、管理票に必要事項を記載し、これらのときから10日以内に甲に送付しなければならない。

（処理料金等）

第5条 甲が処分を委託する産業廃棄物の処理料金は、第2条別表の契約（処理）単価に処理した数量を乗じた額の合計額とする。

- 2 乙が行う処理料金の請求は、産業廃棄物の処分が終了した後とし、甲は、請求があった日から起算して〇〇日以内に、乙に対して処理料金を支払わなければならない。

（適正処理）

第6条 乙は、受託に係る産業廃棄物について、法に基づき適正に処理しなければならない。

（適正処理に関する情報）

第7条 甲が乙に対して処分を委託する産業廃棄物の適正処理に関して必要な情報は次のとおりとする。

- (1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿

(性状)

(荷姿)

- (2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化

無 ・ 有 ()

- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

無 ・ 有 ()

- (4) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- (ア) 廃パーソナルコンピュータ (イ) 廃ユニット形エアコンディショナー
(ウ) 廃テレビジョン受信機 (エ) 廃電子レンジ (オ) 廃衣類乾燥機
(カ) 廃電気冷蔵庫 (キ) 廃電気洗濯機

当該マークを有するもの 無 ・ 有 ()

- (5) 石綿含有産業廃棄物の有無

無 ・ 有

- (6) 水銀使用製品産業廃棄物の有無

無 ・ 有

- (7) 水銀含有ばいじん等の有無

無 ・ 有

- (8) 甲が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）第 2 条第 5 項に規定する第 1 種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第 2 項に規定する第 1 種指定化学物質（同法第 5 条第 1 項の規定により第 1 種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第 1 種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

無 ・ 有（物質の名称： ）（量又は割合： ）

- (9) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべきこと

無 ・ 有 ()

- 2 甲は、前項の情報に変更が生じる場合には、甲乙協議の上、乙に対して事前に情報を提供しなければならない。この場合、書面をもって情報を提供するものとし、変更となる時点を明確にしなければならない。
- 3 甲は、特定の産業廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの）の処分を委託するときは、公的検査機関又は環境計量検定証明事業所が発行する「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第 13 号）による分析証明書を、乙に提出しなければならない。
- 4 甲は、処分を委託する産業廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。なお、万一混入したため、乙の業務に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、乙は、当該産業廃棄物の引取りを拒むことができる。

（処理状況の報告）

第 8 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して産業廃棄物の処理状況に関する報告を求めることができる。

（再委託の禁止）

第 9 条 乙は、処分の委託を受けた産業廃棄物の全部又は一部を、他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約期間中、やむを得ない事由により処分業務を他人に委託せざるを得ないときは、乙が、あらかじめ甲から書面による承諾を得て法令に定める再委託の基準に従って行う場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第 10 条 甲、乙は、この契約に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（受託業務終了時の報告）

第 11 条 乙は、受託に係わる産業廃棄物の処分を完了したときは、処分完了報告書を作成して甲に提出しなければならない。この場合、当該報告書は、第 4 条第 2 項に定める管理票の提出をもって代えることができる。

（契約の解除及び処理されない産業廃棄物の取扱い）

第 12 条 甲、乙は、契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 法令等の規定に違反したとき。
(2) この契約の条項に違反したとき。

- (3) 差押え、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (4) 監督官庁から許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定に基づき契約を解除する場合であつて、委託に係る産業廃棄物の処分が完了したことを確認できないときは、甲、乙協議により、当該未処理産業廃棄物を、次のいずれかの方法で処理することを定めた後でなければ解除することができない。
 - (1) 法令の基準に従って再委託を行うこと。
 - (2) 甲が引取り、別途処分を行うこと。なお、甲、乙の一方に、委託に係る産業廃棄物を処理する能力がないと認められるときは、他方が処分の責任を負うものとする。

(定めのない事項等)

第13条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関する疑義が生じたときは、法令の規定に基づき、甲、乙協議のうえ定める。

(契約期間)

第14条 この契約の期間は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日までとする。

(契約書の保存期間)

第15条 甲、乙は、この契約書及び産業廃棄物処分業許可証の写しを契約終了日から5年間保存しなければならない。

(注意) この様式は、あくまで参考として掲載したものであり、法定事項を満たしていればこの様式のとおりで作成する必要はありません。

(日本産業規格 A列4番)

措置内容等報告書

年 月 日

（宛先）

環境管理事務所長

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日			
	登録年月日		登録番号	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物（ 2 その他の産業廃棄物（			
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量				
報告書を提出することとな った事由の区分及び当該事 由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12 条の5第9項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第 3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき （ 年 月 日） ③ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受け たとき （ 年 月 日）			
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称			
	住 所			
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法				
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止の ために講じた措置の内容				
備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水 銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物 の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 （注） この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内 に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者 ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者 ③の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」 と記載し、別紙を添付すること。				

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

報告者
住 所
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称					業 種				
事業場の所在地					電話番号				
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可 番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可 番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

- 備考
- 1 この報告書は前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
 - 6 処分場所の住所は運搬先の住所と同じである場合に記入する必要はないこと。
 - 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてもすべて記入すること。
（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物処理実績報告書（令和 年度）

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所
氏 名
電話番号

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

令和 年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	*1				電話番号			
産業廃棄物処理施設の種類の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t・m ³ ）				処分後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m ³ ）			
	A	*3	A	*3	A	*3	A	*3
*4						*3		
*4						*3		
*4						*3		
*4						*3		
*4						*3		
合 計								

- 備考 1 この報告書は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までに処理した産業廃棄物の量を記載して 6 月 30 日までに提出すること。
- 2 処理した産業廃棄物の種類を A 欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。
- 3 単位は、なるべく t に換算して記入すること。
- 4 「*1」欄には、別表 1 の排出業種分類一覧を参照して、事業種コードを記入すること。
- 5 「*3」欄には、別表 3 の産業廃棄物の種類コード表を参照して、種類コードを記入すること。
- 6 「*4」欄には、別表 4 の産業廃棄物処理施設コード表を参照して、コードを記入すること。

様式第 1 6 号（第 1 4 条関係）

設置
特別管理産業廃棄物管理責任者変更報告書
廃止

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所
氏 名 ④
電話番号
（法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）

設置
特別管理産業廃棄物管理責任者を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃止

施行細則第14条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	(電話番号)
(ふりがな) 特別管理産業廃棄物 管理責任者の職名及 び氏名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置、 変更又は廃止の年月 日 及 び そ の 事 由	年 月 日 (事由)
※ 事 務 処 理 欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
年 月 日		
(宛先) 埼玉県知事		
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
第 12 条第 3 項前段 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12 条 第 4 項 の規定により、関係書類 及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては 規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 1 号ホ又は第 2 号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本産業規格 A 列 4 番)

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書 年 月 日		
（宛先） 埼玉県知事 届出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 第 12 条の 2 第 3 項前段 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12 条の 2 第 4 項 の規定により、関係 書類及び図面を添えて届け出ます。		
保 管 の 場 所 に 関 す る 事 項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る 積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに 行 う 保 管 の 有 無 （保管を行う場合にあっては 規則第 1 条の 6 の規定の例に よる高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日
備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第 6 条の 5 第 1 項第 1 号ニ又は同項第 2 号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本産業規格 A 列 4 番）

ここに掲載させていただいた質問は、よく問い合わせのあるものです。
関連ページもご覧下さい。

Q 1 事業活動に伴って排出される次の産業廃棄物はどの品目に該当するのですか？

- 1 蛍光ランプ（蛍光灯）、2 バッテリー、3 自動車冷却水、4 レントゲン廃液
5 牛乳、6 パター・マーガリン、7 ロックウール**

A ここに掲載している品目については、事業活動に伴って排出される産業廃棄物としての品目区分です。各家庭から排出されるものについては、一般廃棄物となりますので、お住まいの各市町村にお問い合わせください。

- 1 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物）の混合物です。（蛍光ランプは平成 29 年 10 月 1 日から水銀使用製品産業廃棄物として取扱う必要があります。）
- 2 金属くず（※鉛）、特別管理産業廃棄物の廃酸、廃プラスチック類の混合物です。場合によっては、一般社団法人電池工業会（電話：03-3434-0261）にお問い合わせください。
- 3 廃アルカリ（不凍液に他の廃油類が混入している場合には、廃油と廃アルカリの混合物）です。
- 4 定着液は廃酸、現像液は廃アルカリです。
- 5 廃酸です。
- 6 廃油です。
- 7 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くずです。

Q 2 建設工事等で、元請業者、下請業者が存在する場合、排出事業者は誰になるのですか？また、この場合で、産業廃棄物処理業の許可が必要となる場合はどんな場合ですか？

A 元請業者が排出事業者になります。

建設工事等で発生した産業廃棄物を下請業者が処理（収集運搬・処分）する場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要となるので注意が必要です。

（関連ページ：4 ページ）

Q 3 品質管理部門等で業務として使った試薬を処分したいのですが、量が少量（500 ml 程度）なので、産業廃棄物として処理しなくてもよいのですか？

A 廃棄物処理法では、処分する試薬が産業廃棄物の品目に該当するものであれば、法の規定に合った方法で処理しなければなりません。委託して処理する場合は、委託契約、マニフェストの交付も必要になります。

（関連ページ：5 ～ 9 ページ）

Q 4 処分業者から、産業廃棄物の分析証明等を求められています。どのように対応したらよいですか？

A 廃棄物を適正に処理するためには、各々の廃棄物の特性に応じた処理が必要です。このため、廃棄物処理法の委託基準では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされています。「廃棄物情報の提供に関するガイドラインーWDSガイドラインー（第2版）（平成25年6月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」等を参考にしてください。
（関連ページ：7 ～ 8 ページ）

Q 5 中間処理後に運搬する最終処分場が未定の場合には、どうしたらよいですか？

A 最終処分場が未定のまま契約することはできません。必ず予定地を記載してください。排出事業者と委託契約書中に「最終処分の場所の所在地等」を記載することが義務付けられていますので、最終処分場が未定のままで中間処理業者と契約することはできません。
（関連ページ：7 ～ 8 ページ）

Q 6 当初予定していた最終処分の場所が変更となる場合にはどうすればよいですか？

A 委託契約の変更が必要になります。排出事業者と中間処理業者との契約書中に「最終処分の場所の所在地等」を記載することが義務付けられています。このため、委託契約書に記載した最終処分場が変更になる場合には、委託契約を変更する必要があります。
（関連ページ：7 ～ 8 ページ）

Q 7 マニフェストの記載は誰が行うのですか？

A マニフェストの作成、交付は排出事業者の責務です。マニフェストに必要事項を記入して委託業者に交付すること、戻ってきたマニフェストによって処分終了を照合確認することは、排出事業者に課せられています。
処理業者等に任せることなく、自らの責任で適正な管理を行ってください。
（関連ページ：8 ～ 12 ページ）

Q 8 排出事業者自らが、その排出する産業廃棄物の収集運搬、処分を行う場合、委託契約書及びマニフェストは必要ですか？

A 排出事業者が全ての処理を自ら行う場合には、必要ありません。委託契約書及びマニフェストは、「産業廃棄物を生じる事業者が、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合」に必要とされています。
なお、子会社等が親会社の廃棄物を運搬・処分する場合には、産業廃棄物処理業許可（収集運搬業・処分業許可）が必要なのはもちろんのこと、委託契約書及びマニフェストも必要になります。
（関連ページ：5 ～ 9 ページ）

Q 9 排出事業者から、「最終処分場所」に直行する場合、manifestのD票、E票はどのように扱われるのですか？

A manifestの「最終処分場所」欄と「処分受託者」欄に、同じ業者名が記載され、処分が終了するとD票（処分業者→排出事業者）とE票（処分業者→排出事業者）が同時に排出事業者に戻ってくることになります。

（関連ページ：8 ～ 9 ページ）

Q10 排出事業者の産業廃棄物の処理状況の確認とはどのようなものですか？

A 次のような例が考えられます。

（例）

- 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための事項を確認する。
 - ・ 委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余量が十分か）
 - ・ 施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
 - ・ 廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか 等
- 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認する。

（関連ページ：13 ページ）

Q11 収集運搬、中間処理の標準的な単価を教えてください。

A 埼玉県で定めた標準的な単価はありません。これは、通常の商取引になるためです。極端に安い費用での委託は、不適正処理が行われる可能性が高いので注意が必要です。

本県では、県内の産業廃棄物処理業者による一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（電話：048-822-3131）があります。同協会では、多数の会員を擁しているため、ここで何社かの紹介を受けて、見積りを取り、比較することも1つの方法です。



埼玉県のマスコット「コバトン」

窓口はこちらです♪

名 称	所在地・電話番号	管轄地域
埼玉県中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 TEL048-822-5199 FAX048-822-5139	鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 桶川市、北本市、伊奈町
埼玉県西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4 階 TEL049-244-1250 FAX049-246-7885	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、日高市、ふじみ野市、 三芳町
埼玉県東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 TEL0493-23-4050 FAX0493-23-4114	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、鳩山町、 ときがわ町、東秩父村
埼玉県秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20 TEL0494-23-1511 FAX0494-23-6679	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町
埼玉県北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 TEL048-523-2800 FAX048-526-3949	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、 神川町、上里町、寄居町
埼玉県越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 TEL048-966-2311 FAX048-966-5600	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、 松伏町
埼玉県東部環境管理事務所	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10 TEL0480-34-4011 FAX0480-34-4785	行田市、加須市、春日部市、羽生市、 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町
環境部産業廃棄物指導課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (県庁第3庁舎2階) TEL048-830-3135 FAX048-830-4774	
「マニフェストの販売先」 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会	〒330-0052 さいたま市浦和区本太 2-9-24 (神野ビル1階) TEL:048-711-1014 FAX:048-711-7708	
「電子マニフェストの窓口」 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センタ ー(JW センター)	〒110-0005 東京都台東区上野 3-24-6 (上野フロンティアタワー13階) TEL:0800-800-9023	

**さいたま市内、川越市内、川口市内、越谷市内に
関することは、それぞれの市が窓口になります。**

- ・ **さいたま市産業廃棄物指導課：048-829-1609**
- ・ **川越市産業廃棄物指導課：049-239-7007**
- ・ **川口市産業廃棄物対策課：048-228-5370**
- ・ **越谷市産業廃棄物指導課：048-963-9188**



埼玉県のマスコット「さいたまっち」